



山形県公報

令和元年11月8日(金)
第54号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 有害図書類の指定……………(若者活躍・男女共同参画課) ……665
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……666
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……667
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……668
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) ……669
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 洪水浸水想定区域の指定……………(河川課) ……同

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……同

告 示

山形県告示第410号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指定の理由
818	実話NEOヴィーナス 10月号	15183-10	三和出版株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
819	しろうと巨乳人妻キスしてください	53006-48	株式会社一水社	
820	クラスNO.1美少女と秘密のいちゅラブデート♥	53455-63	株式会社コアマガジン	
821	封印映像清純アイドルスキャンダル	ISBN978-4-86690-197-8	マイウェイ出版株式会社	
822	川中島快艶	52984-22	株式会社日本文芸社	
823	封印映像奇跡の激淫ハプニングスペシャル	63812-93	株式会社コスミック出版	

824	封印映像平成最後の秘宝淫宝オール袋とじスペシャル	63812-19	株式会社コスミック出版	
825	劇画ラヴァーズ vol.2	08390-10	株式会社大洋図書	
826	月刊劇漫スペシャル 2019 10月号	13545-10	株式会社竹書房	
827	劇漫デラックス vol.16	65584-48	株式会社竹書房	
828	漫画ボンジュール 2019 10月号	18327-10	株式会社大都社	
829	ダブル背徳の隣人スペシャル欲望と絶望編	52784-90	株式会社日本文芸社	
830	スクールガールとなりの席のちょっとエッチな女の子♥	53455-80	株式会社コアマガジン	
831	実話ナックルズ 月刊10月号	04877-10	株式会社大洋図書	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

山形県告示第411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社my life 米沢市城南四丁目1番13号	グループホーム 365日 米沢市城南四丁目1番13号	共同生活援助	令和元.10.25

山形県告示第412号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	令和元年12月12日から 令和2年3月31日まで
酒 田 市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

- 2 森林病害虫等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病害虫等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。
- 4 命令をしようとする理由
1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
 - (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和元年12月11日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
 - (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
 - (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山形県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月8日から同月22日まで縦覧に供する。
 令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 余目松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡庄内町余目字月屋敷273番2から 同 255番2まで	旧	28.0メートル } 28.0	メートル 10
同 上	新	34.3メートル } 34.3	同 上

山形県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月8日から同月22日まで縦覧に供する。
 令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 浜中余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市広野字下通203番から		旧	15.9メートル	240メートル
同 90番1まで			6.4	
同	上	新	15.9メートル	同上
			6.4	
酒田市広野字下通220番から		新	47.8メートル	227メートル
同 90番1まで			8.9	

山形県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢下新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市山元字横道64番3から		旧	30.1メートル	102メートル
同 土倉69番5まで			6.8	
同	上	新	30.6メートル	同上
			10.7	

山形県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目松山線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町余目字月屋敷273番2から
同 255番2まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月8日

山形県告示第417号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市内（相生町、福田町一丁目、福田町二丁目、大町一丁目、大町二丁目、門東町一丁目、門東町二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目、本町一丁目、城南四丁目、桜木町、駅前二丁目、下花沢二丁目、東二丁目、東三丁目、中央一丁目、中央五丁目、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、春日四丁目、金池二丁目、金池四丁目、金池五丁目、金池六丁目、金池七丁目、金池八丁目、鍛冶町、花沢町及び花沢町一丁目地内）
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年11月1日から同年12月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級水準測量）

山形県告示第418号

平成30年8月県告示第613号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、米沢市長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 平成30年6月29日から平成31年5月31日まで

（変更後） 平成30年6月29日から令和元年9月30日まで

山形県告示第419号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市金池五丁目
- 2 公共測量を実施した期間
平成30年6月29日から令和元年9月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（数値図化）

山形県告示第420号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、洪水浸水想定区域を次のとおり指定した。

令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

最上総合支庁建設部河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る 河川の名称	指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系最上小国川	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び最上総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年11月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				金数	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者			収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート2号棟	新庄市金沢1281 -4	3DK	63.5	1	一般用	15,900 円	18,400 円	21,000 円	23,700 円	27,100 円	31,300 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同 3号棟	同 -1	2LDK	57.1	1	同	14,500	16,800	19,200	21,600	24,700	28,600	
同	同	3DK	58.4	1	同	14,900	17,200	19,600	22,100	25,300	29,200	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年12月2日から同月6日までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和元年12月6日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
新庄市金沢字大道上2034
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 令和2年2月上旬

令和元年11月8日印刷 発行所 山形県庁
令和元年11月8日発行 発行人 山形県